

きは、投票は行わない。

- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに当該役員の候補者をもって当選人を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第21条 当選人は選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは当選を失う。

(当選の公告)

第22条 当選人が定まったときは、選挙管理者は直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は直ちに第19条の例によって、当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び役員の就任)

第24条 選挙管理者は、第22条第2項(前条第2項において準用する場合を含む)の期間満了の日の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず当選人は、

現任役員の任期満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による選挙及び第28条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第29条の2の規定による改選、法第29条の3の規定による選挙及び法第34条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第25条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、理事長は直ちに第19条の例により当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第21条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第27条 選挙後一ケ年以内に役員の欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかった者があるときは、理事長は第19条の例によってその者のうちから当選人を定めなければならない。

- 2 前項の場合には、第21条から第24条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができ

るときを除き、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時か役員の任期満了前3ヶ月以内であるときは、次の総代会まで、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第29条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又は、なくなったときは総選挙を行わなければならない。

附 則

この役員選挙規定は、昭和43年11月1日より施行する。

5-5 水田農業活性化運動への協力

水田は、わが国の自然条件に適した高い生産力を持ち、土壌流出防止や保水機能をもつなど国土保全上も重要な役割を果たしている。

農家の耕地面積の大半を占め、農家経済上も重要な位置を占めている。

一方、1人当りの米の消費量は、昭和37年の118.3kgを境に減少を続け、63年71.0kgとなり、総需要量も減少を続け、水田転作は恒久化の歩みとなり、又米の内容も良質米志向が強くなりつつある。

このような状況のなかで、水田農業の未来を切り拓いていくためには、土地基盤を活用して、需要動向に対応する生産をはかることを基本とし、生産性の向上と品質の向上を図っていくことが肝要である。

特に、稲作の活性化と麦、大豆、飼料作物等土地利用型農作物の定着化を図るために、

団地化により作業単位の拡大、農業機械・施設の効率的利用を図るとともに、単収の向上、消費者等のニーズに合った品質をねらいにして、生産性の高い営農の展開をしていく必要がある。

既に、受益区域内においても水田の高い生産力を発揮させる地域輪作農法が始まり、好成績を挙げている。今後は、受益区域での拡大が進み、より生産性の高い田畑輪換へ質的な向上が図られるよう希求してやまない。

その担い手については、稲作では生産組織又は中核的農家の割合が他作物に比べて低いので、今後、地域での話し合いによる合意形成に基づきながら、稲作の組織化を強力に推進していく必要がある。

かんがい用水を預る各務用水土地改良区としては、水田農業確立即ち受益地保全のために全力を挙げて協力し、関係者に加わって水田農業活性化運動を積極的に支援していく考えである。



5-5-1 地区除外の手続き

事情やむをえず各務用水受益地を転用されているが、中には転用申請書に必要な「農地法施行規則第4条第2項」の規定による土地改良区理事長の意見書の交付手続きをされない場合がある。土地改良区ひいては全組合員がその影響を受け困ることになるので、次に地区除外等処理規程を添付しておきます。

5-5-2 各務用水土地改良区地区除外等
処理規程

(適用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決裁等については、法令、定款および規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文、同法第5条第1項本文もしくは同法第73条第1項本文の規程による許可（以下「転用許可」という）の申請または同法第4条、第1項、第5号もしくは同法第5条、第1項、第3号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請または転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員または転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。

(4) その土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議および第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第4条第2項（同規則第6条第2項または第43条第2項において準用する場合を含む）の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

2 この土地改良区は、第2条の通知で転用届出に係るものがあつたときは、遅滞なく、別記様式（第2号の2）により受理証明書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があつたときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、すみやかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の徴収の例による。

(会計)

第7条 前条の決済金は、特別会計として処理する。

(準用)

第8条 この規定は、農地法に基づく許可ま

たは届出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附則

この規定は、昭和46年4月1日から施行する。

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額（2の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金および年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。）

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア賦課金等

イ未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金の決済時点における未納入金額

イ農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ償還金および年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ土地改良区営土地改良事業に係る事業費

イ維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額

イ維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額

エ県土地改良事業に係る分担金

イ維持管理事業以外の事業に係るもの
決済時点において県が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または負担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担または負担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程または総代会の議決より定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの。

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済 する。
 時点における現価は、法定利率により算定

(様式第1号)

農地転用の通知書

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号の規定による
 (許可の申請届出) にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらか
 じめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済
 金については所定の方法によりこれを納付します。

昭和 年 月 日

転用組合員 住 所
 氏 名 ㊟
 転用関係者 住 所
 氏 名 ㊟

何 土地改良区理事長 殿

記

1 土地

字 名	番 地	地 目	用 途	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

2 位置図

3 農業委員会(都道府県知事)に(転用許可申請書転用届出書)を提出しよう
 とする日

上確認済
 何 地区担当 役員 何其

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も
 転用関係者として連署すること。

(様式第2号の2)

受 理 証 明 書

下記のとおり農地法第 条第 項第 号の規定による提出がされるこ
 とについて、本土地改良区あてその旨の通知があったことを証する。

昭和 年 月 日

何土地改良区理事長 何 某 ㊟

記

1 通知者 転用組合員 住 所
 氏 名
 転用関係者 住 所
 氏 名

2 土 地

字 名	番 地	地 目	用 途	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

(注) 様式第1号の注に同じ
 様式第3中「農地法による許可を受け」を削り、(注)として次のように
 加える。
 (注) 様式第1号の注に同じ

(様式第3号)

地 区 除 外 申 請 等

昭和 年 月 日下記土地を畑に地目交換したので昭和 年次以降
 土地改良区の地区から除外されたく一時決済を添えて申請する。

昭和 年 月 日

地目変換者(住 所)
 (氏 名 印)

各務用水土地改良区理事長 殿

記

地目変換の土地所在、地番、地目、面積

土地改良区の地区除外等についての要領

転用者よりの転用の通知（知事の許可を要する転用者、届出を要する転用者〔市街化区域分〕）→土地改良区へ（土地改良区の措置）転用の通知を受けたときは、速やかにその転用により土地改良区の事業に受ける影響を調査する必要があると認める場合は転用組合員・転用関係者に次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。→土地改良区の意見書交付（土地改良区の措置について転用者と協議すると共に第6条の決済を速やかにしなければならない。）→転用組合員より土地改良区への地区除外申請→土地改良区は地区除外申請があったときは、除外すべき土地にかかる決済金の額を別記基準により確定し、速やかにその決済をするものとする。（決済金の徴収方法は賦課金の徴収の例による。）

この規定は農地法に基づく許可又は届出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。

単位土地改良区が工事中において田を畑又は宅地とした場合は（単に新規加入地区に入れたのみの土地）は一時決済金及び組合費は徴収できる。既に農業委員会が土地改良区の意見がなくして受付して県に提出した分は、既に知事許可済みであるので遡及できない。但し地区除外申請を提出して一時決済金の納付を要する。

決済金の算定基準

(1) 決済金の範囲

- イ 賦課金（決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額）
- ロ 農地転用賦課金（農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返換により生ずるもの）に伴う賦課金）
- ハ 償還および年賦支払金（土地改良区の

借入金に係る償還金（利息を除く）…
（借入残）÷（面積）

ニ 県営土地改良事業に係る事業費及び団体営事業費による事業費…（残事業費）
÷（面積）

(1) 維持管理事業以外の事業に係るもの
即ち事業費のうち決済年度の翌年以降の自己負担金…（自己負担金）÷
（面積）

(2) 維持管理事業に係るもの
決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理に限る）土地改良区の施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち決済年度以降の自己負担金…（20年間）÷
（面積）

ホ 県営土地改良事業に係る自己負担金又は分担金

(1) 維持管理事業以外の事業に係るもの
（工事費）

(2) 維持管理事業に係るもの
へ 団体営事業に係る負担金または分担金
その他…決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済時点における現価は法定利率による。

(1) 維持管理事業以外の事業に係るもの
（工事費）

(2) 維持管理事業に係るもの
耐用年度は施設の実施より起算するを原則とする。

一時決済金の図表

将来 ・ 県、団営事業費の分
残事業費
面積 =

新旧 ・ 県、団営事業費の分
借入残
面積 =

既設施設 ・ 県、団営事業費の分
維持管理
面積 = 20年分
転用時点における未収入金
面積 =

・ 補助金返還分
総事業費 × 転用面積
総面積 (20年分) =

以上合計 円…一時決済金

5-6 各務用水施設位置図・受益区域図の利用

5-6-1 用水施設の整備

水源の河川から広範囲の耕地まで用水を導水し、配分する施設の整備における課題は、安定した取水、確実な導水、適確な分水である。

各務用水は、第3部沿革編で述べたように、苦難の途をいくつも乗り越えて、100年たった今日、用水施設の整備がやっと出来上がった。今回、全線の調査をしつつ追憶されることが余りにも多いことに驚く。それだけに用水施設がよくなったと評価されるのである。

一方、社会情勢が変り、用水路への宅地排水の流入と汚染、水路への転落事故防止の要請等新たな課題が後を断たない。

受益者のための用水が、受益者以外の不特定多数の世論で防護工事を要請されてくるのは、迷惑なことである。しかし、地域社会の維持を図っていくためには、必要な対応をしていくことになる。

このように考えてみると、やはり受益者全員が、各務用水の施設位置や受益区域の範囲を熟知していて、受益者以外の者を指導するように、今回、次のような地図による図を作成した。各務用水のマニュアルとして、何時でも使えるよう保管していただきたい。

5-6-2 図面作成のねらい

(1) 用水施設位置図

- ・ 国土地理院 1/25,000図利用
- ・ 取入水門、幹線水路図示（青色）
取入口を起点として、500mごとにSTA 1、2…を設けて、水路ポイントの表現をし易くした。

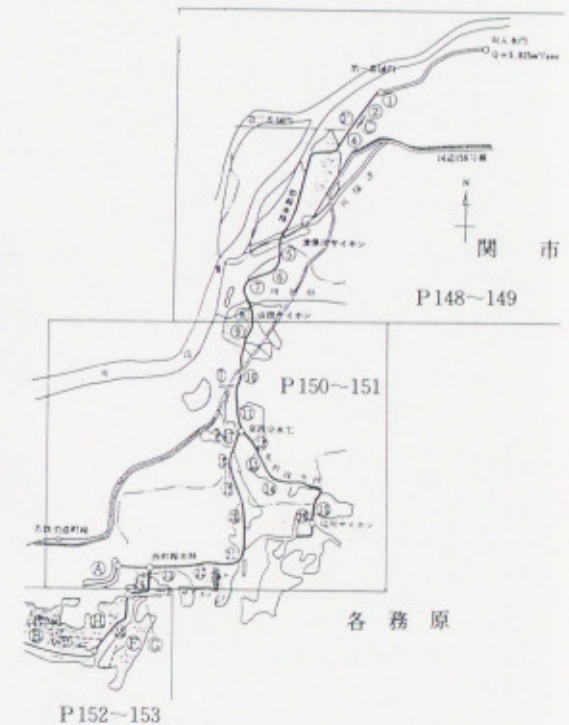
(2) 受益区域図

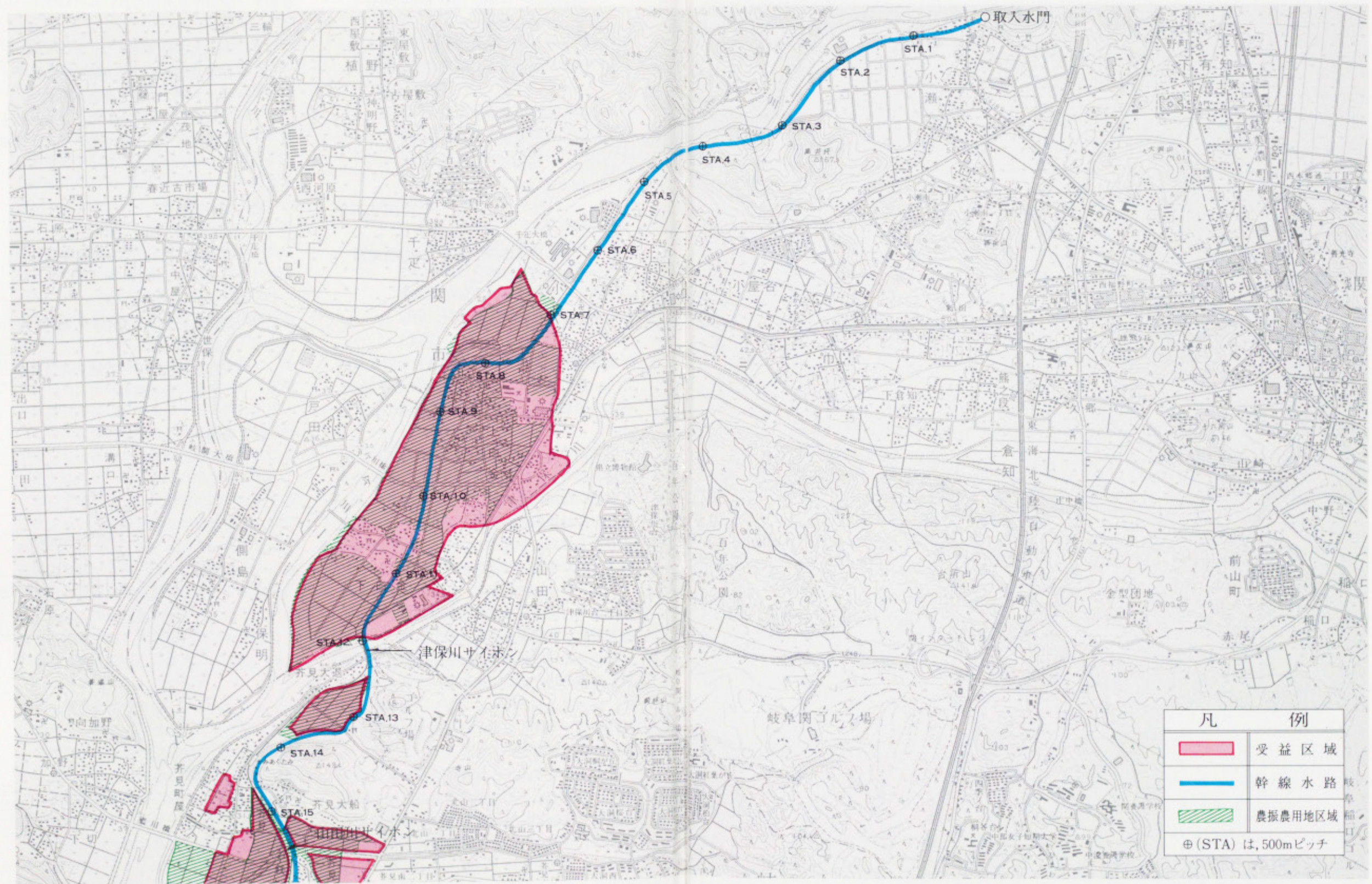
- ・ 上記と同一図
- ・ 賦課金対照の受益区域図示（赤色）
受益地 田のみ

(3) 農業振興地域の農用地区域

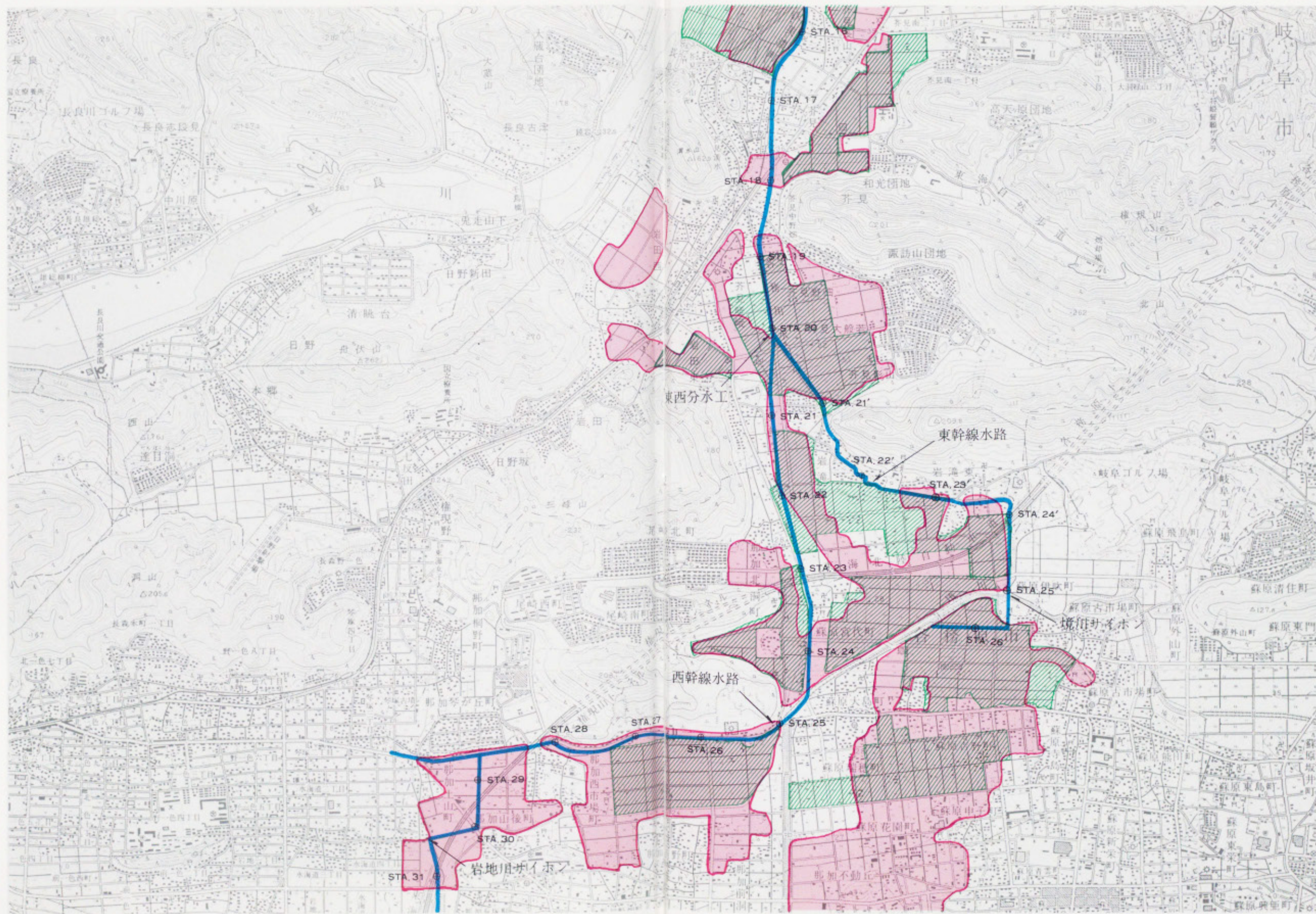
- ・ 上記と同一図
- ・ 受益区域のなかの集团的優良農地の区域（緑色斜線）

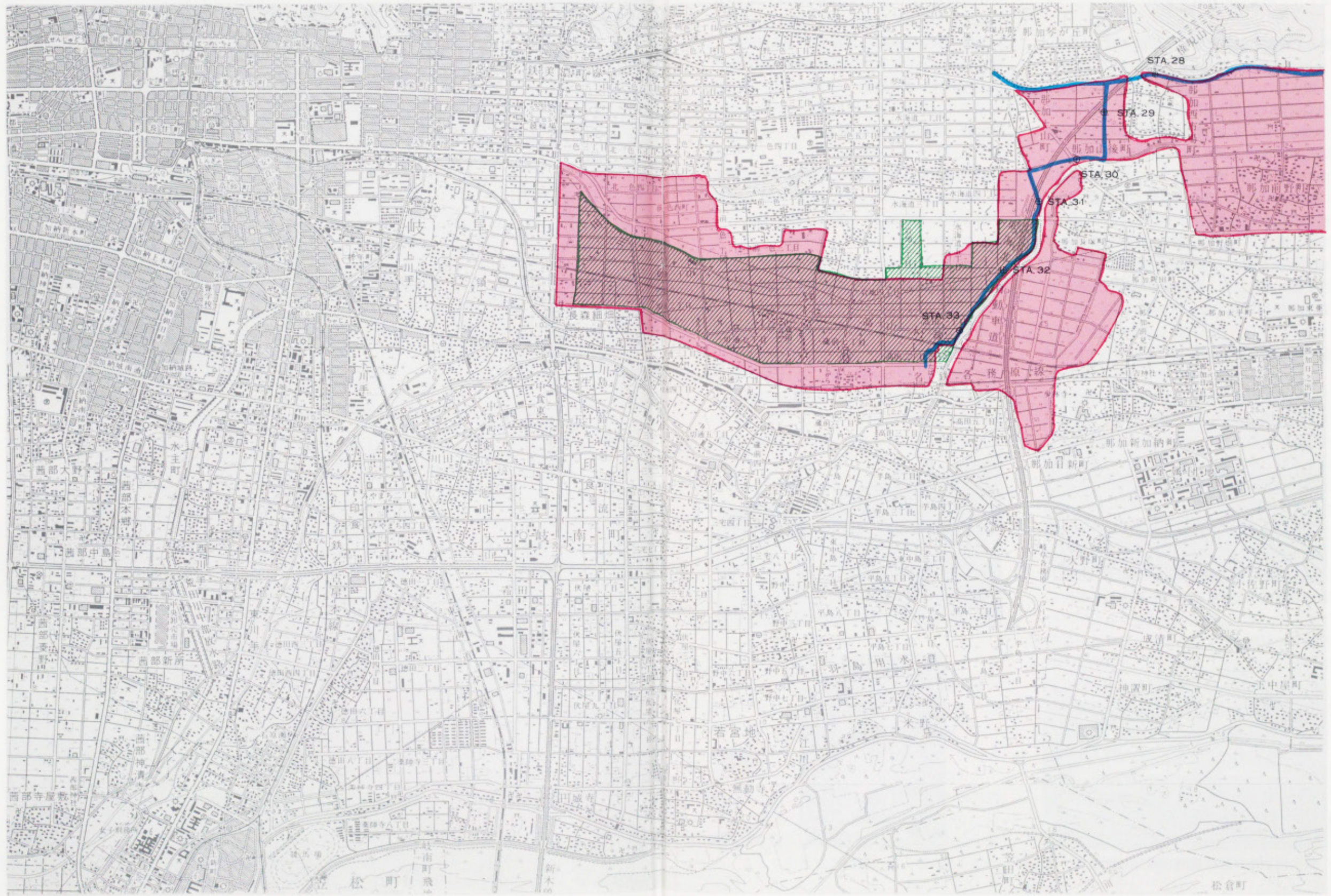
(4) 案内図





凡 例	
	受益区域
	幹線水路
	農振農用地区域
	⊕ (STA) は、500mピッチ





5-7 取入口の状況と管理

5-7-1 取入口の機能

取入口は、かんがいに必要な用水量を河川から確実に取入れ、幹線水路へ導く機能を有するものである。一般に河川はその流量が変動し、洪水時には著しい土砂や浮遊物を運ぶものである。従って、取入口の機能には流量の調節が容易であることのほか、土砂や浮遊物の流入を防止することも含まれる。このため、取入口には制水ゲート、門柱、スクリーン、樋管（暗渠）、取水庭、排砂工などの施設を設ける。これらの施設は維持管理費があまりかからないようにしている。

5-7-2 取入口の位置

自然取入れの場合は、ミオ筋が河岸に接して十分水深が安定している所（河川湾曲部中央点直下流の外側（凹岸）でこの条件が当てはまることが多い）を選ぶ。特に将来とも河川水位が計画取水より低下しないことを見極めておく必要がある。

各務用水の取入口は、昭和22年頃計画設計されたもので、その後43年経過しているが、河川の変化があったものの何等取入口は機能・条件の変化が起きていない。好条件の取入口であった。又、この地点を選定された当時の技術者の洞察力がすばしかったことが証明されたことである。

長良川筋の取入口では、各務用水が最も安定し、好条件の位置にあることは、受益者にとって幸運なことである。

100年記念のハイライトといってよい事柄である。

5-7-3 取入水門の管理

取入水門及び調節樋門の操作・管理は、関

市小瀬の鷺見和之氏（その前は父親の鷺見政五郎氏）である。毎日長良川の流量に応じて計画取水量を取入れるためのゲート操作は、並大抵のことでない。受益者が毎日田に水を引入られるのも鷺見さんのお蔭なのである。

5-7-4 取入口の長良川水位

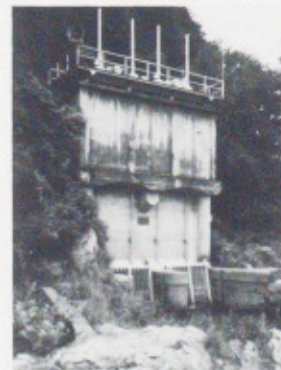
1988年4月に自記水位計が取付けられ計測できるようになった。因みに、1988年5月～1889年4年の1年間の長良川水位曲線を156頁、157頁に添付した。

かんがい期では、取入水位に対して、長良川水位は、最低時でも0.36m高く、取水に支障を及ぼしていない。前述のように取入口の安定と条件のよいことをこれで見ることができ

る。以後も水位の計測を継続していくが、水位曲線の作成と更にゲートの開け高を記録して保存することにしたい。



● 取入口の状況



● 取入口の条件のよさ

5-8 幹線水路の水管理

受益区域内の水田は、圃場整備がすみ、水田作業の機械化による田植日数の短縮化、田植機による稚苗移植のため本田の生育期間の増加、最近では優良品種の早期栽培の普及等によって、かんがい期間が早期化し、用水の通水は、4月25日（1990年）になった。圃場整備で乾田化し、機械化すると、単位用水量は、およそ20%増加することが実証されているが、各務用水では、用水施設の整備ができたので、かんがい期間中受益区域内で必要とするかんがい用水を適切な管理のもとに流している。

5-8-1 かんがい初期の流量

1990年5月9日天候、流量変動等の影響のない日を選んで、かんがい初期の流量を測定した。測定結果は、158頁のかんがい初期用水量フローのようである。前述したように、早期栽培の普及によって流量は、かなり多い。

5-8-2 田植期の流量

1990年6月7日天候、流量変動等の影響のない日を選んで、田植期の流量を測定した。測定結果は、158頁の田植期用水量フローのようである。この日が田植期の最大流量であったかは断定できないが、長良川はかなり流量が少ない状況にあった。

5-8-3 水管理の重要さ

今回、5月9日及び6月7日の流量測定によって痛感したことは、下流へ必要とする流量を流すために本当に「水管理の重要なこと」を知りえたのである。受益者は、個々のことだけを考えるのが通例であるが、下流の人々のために思っていただくように、この測定結果は、重要な役割を果たすことであろう。地域を潤す用水は、受益者みんなのものでありますから、きまりを守り、大切に使う効果をお

たいものです。

5-8-4 取水施設及び分水施設の管理

取水施設及び幹線水路は、各務用水土地改良区が管理している。

取水は、水利権に基づき、受益区域の営農状況や気象状況に応じて調節している。幹線水路の分水管理は、用水が区域内に平等に配分されるようあらかじめ調整しておくが、栽培期の変わり口や代掻、田植等の特別の期間については、受益区域内を順番に送水するなど、排水計画に沿って調節している。

末端水路による耕地への引水は、各耕作者によって調節管理をお願いしている。

耕地での水のかけ引きは、営農技術の進歩とともにきめ細かく操作されるので、これに対応して幹線水路の送水と取水管理をきめ細かに行うことが一層必要になりつつある。

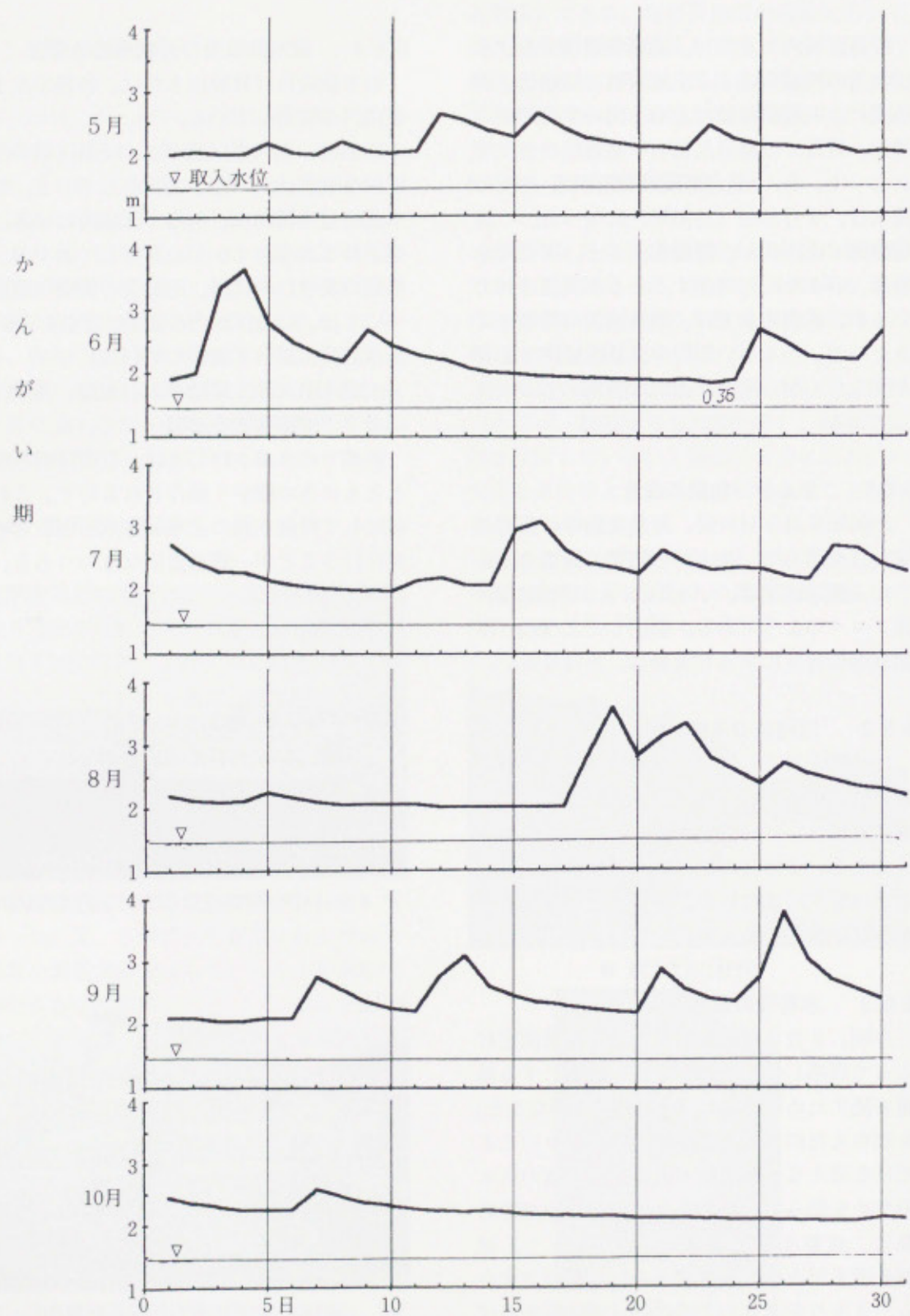


● かんがい初期流量測定（下白金地内）

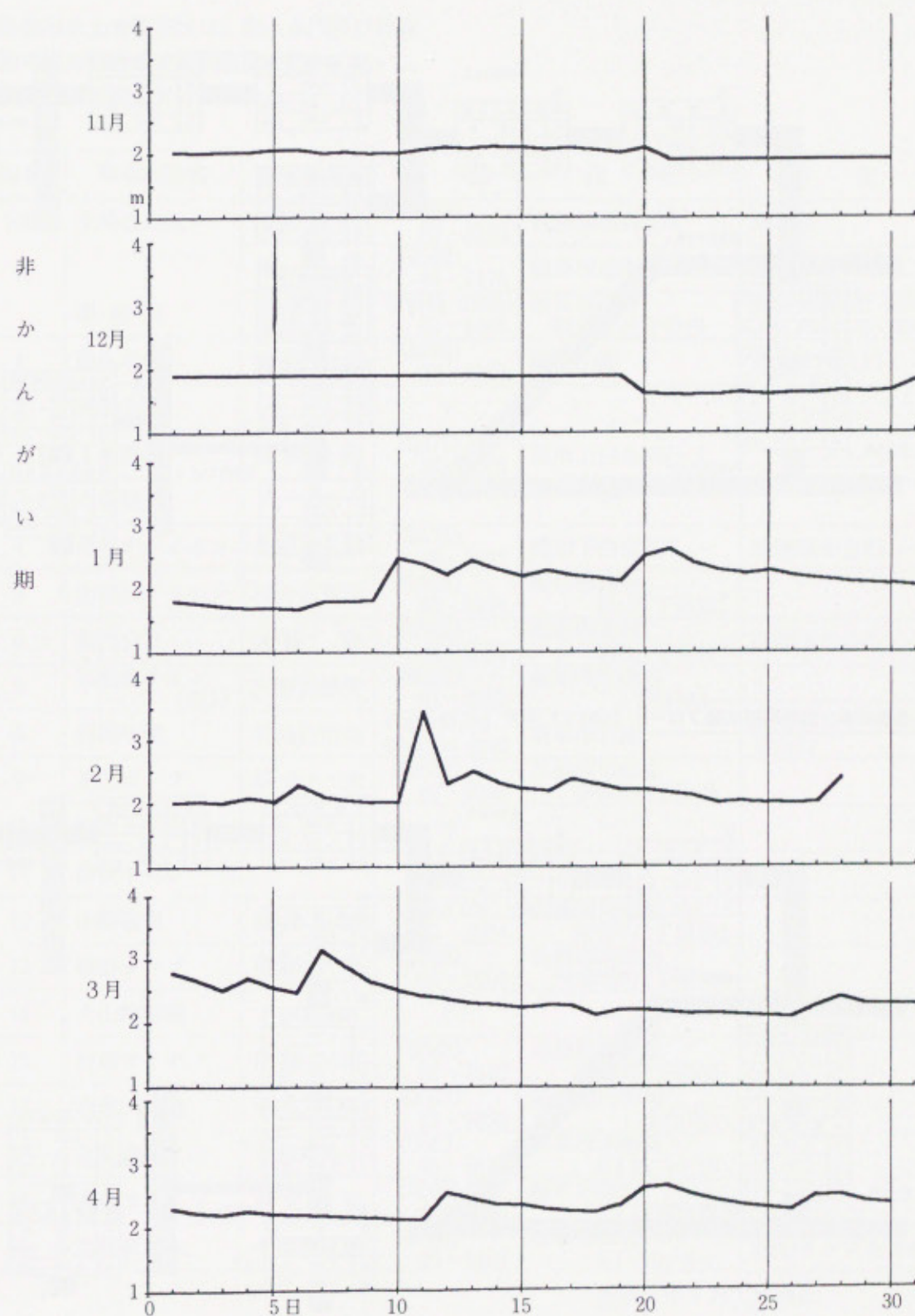


● 田植期流量測定（上芥見地内）

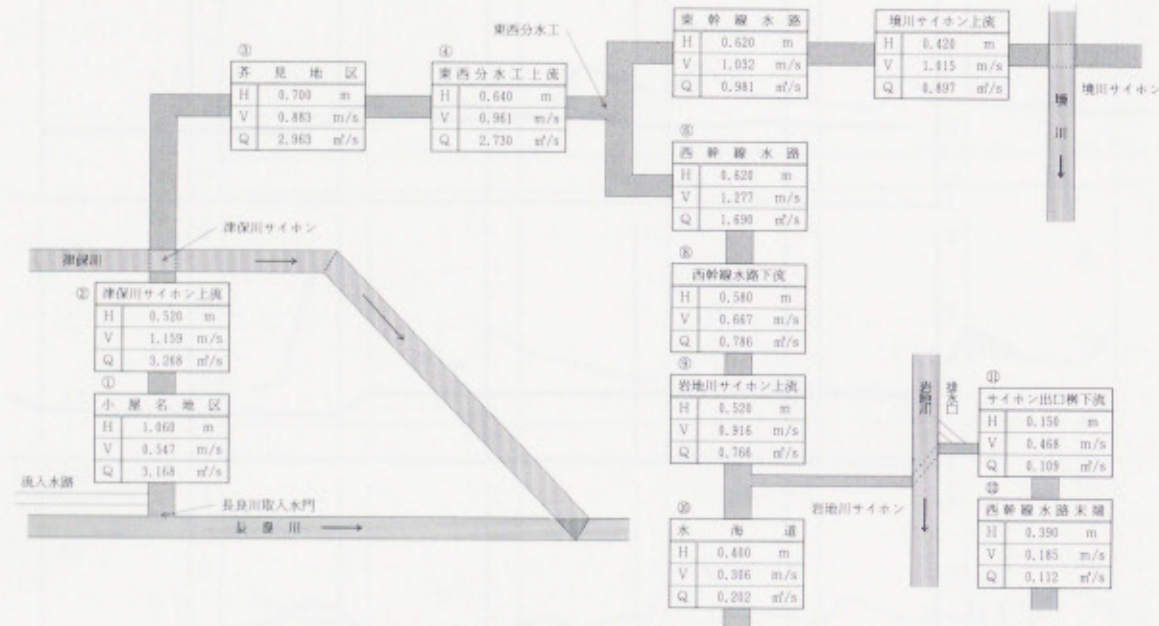
1988年5月～1989年4月 各務用水取水口長良川水位曲線



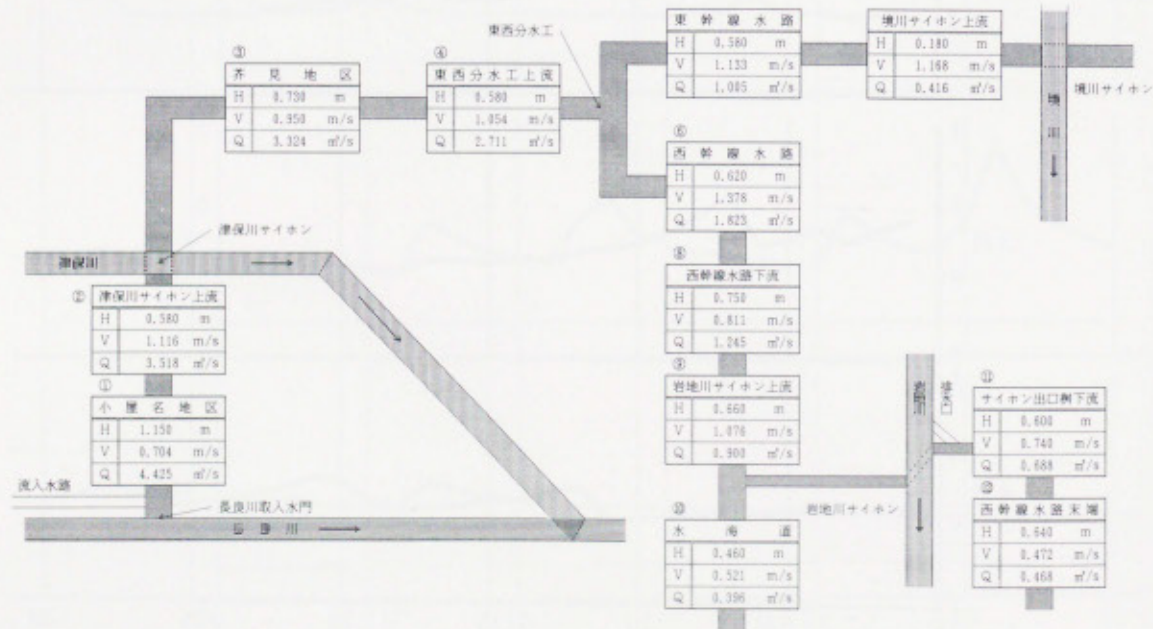
1988年5月～1989年4月 各務用水取水口長良川水位曲線



各務用水 かんがい初期用水量フロー (1990.5.9 実測)



各務用水 田植期用水量フロー (1990.5.9 実測)



5-9 各務用水施設の操作管理

各務用水土地改良区は、取入水門及び幹線水路の維持管理を、管理規定の定めによって、担当責任者を決めて行っている。

図示番号	用水施設名	責任者氏名	電話	住所	付記
100	土地改良区 事務局	浅野 庄一	<0583> 82 - 3393	各務原市長塚町	理事長
		林 茂	<0582> 45 - 7478	岐阜市塩町	副理事長
		小森時雄 田中敏子	事務局 <0582> 62 - 1485	岐阜市司町 岐阜総合庁舎内	自宅 <0583> 82 - 3928 " <0582> 43 - 1304
1	取入水門	鷺見和之	<0575> 22 - 2100	関市小瀬	取入水門入口
2	調節水門	"	"	"	
3-1	1番樋門	後藤美樹	<0575> 28 - 3366	関市上白金387-1	
3-2	2番樋門	"	"	"	
4	津保川サイホン	山田大五郎	<0575> 28 - 2497	関市下白金157	除塵機を含む
5	山田川サイホン	桜井多賀司	<0582> 43 - 5947	岐阜市芥見 長山1丁目221	
6	東西分水	後藤 馨	<0582> 42 - 2207	岐阜市芥見 野畑1丁目117	除塵機を含む
7	岩滝サイホン (第1)	大野美津夫	<0582> 41 - 0323	岐阜市岩滝西 1丁目313	
8	岩滝暗渠	岩滝自治会	代表大野三広 <0582> 43 - 3523	岐阜市岩滝	岩滝2号サイホン を含む
9	北山ポンプ	清水一光	<0583> 82 - 5066	各務原市蘇原 伊吹町2丁目93	
10	境川サイホン	"	"	"	
11	伊吹ポンプ	"	"	"	
12	山崎暗渠	坂井正雄	<0583> 82 - 3684	各務原市那加 前野町2丁目101	
13	桐野ポンプ	前田 実	<0583> 82 - 2504	各務原市那加 西市場町2丁目110	
14	土山除塵機	"	"	"	
15	岩地サイホン	伊藤 実	<0583> 82 - 7218	各務原市那加 岩地町1丁目32	
16	岩地川掛樋	平光邦夫	<0583> 82 - 0838	各務原市那加 土山町	
17	北長森取入口	小酒井九一	<0582> 45 - 5014	岐阜市水海道 4丁目14-10	
18	高田サイホン	足立 功	<0582> 46 - 4845	岐阜市高田 1丁目25-17	
19	南長森用水	小木曾正雄	<0582> 46 - 1606	岐阜市細畑 5丁目9-6	細畑ポンプを含む

平成2年4月1日現在

次の図に用水施設の位置を示した。
 施設に異常があるときは、どうか前表に示した担当責任者へご連絡をお願いします。
 右の表に、担当業者を参考までに示した。

区分	名称	電話
ゴミ処理業務	浅見建材	(0582) 43-2053
ゲート、除塵機修理	丸徳鉄工所	(0582) 72-1287
ポンプ、電気修理	神野機械	(0583) 91-6616



5-10 毎年の定期しゅんせつ作業

毎年の定期しゅんせつ作業は、受益者全員の手によって通水前に実施している。次表のように担当区間を決めて、予算の中から助成しているが、十分なことができないので、今後とも受益者各位のご理解とご協力をお願いします。

図示番号	区域	担当延長	助成費
1	上白金	2,000 m	40千円
2	下白金	1,400	26
3	芥見	4,000	58
4	岩田	500	12
5	岩滝	2,600	40
6	伊吹・大島	1,700	25
7	北洞・宮代	2,500	25
8	前野西市場	2,000	25
9	岩地	1,100	26
10	水海道	1,000	30
11	北長森	3,800	25
12	南長森	3,700	30
13	長塚新田	2,000	13
計		28,500	375

(平成2年4月現在)

上表の担当区間を、次図に示した。担当区間の接続点をお互いに気をつけて作業をしていただきたい。

5-11 用水堤防の除草作業

幹線水路の除草作業は、毎年の予算の中では限られた区間しかできず、土地改良区としては、苦慮している一つです。

受益者各位からの名案を出していただきたいのですが、土地改良区としては、次のようをお願いするのも一つの方法でないかと考えています。

提案	方法	摘要
1案	土地改良区で除草した翌年以降について地元で除草を行うことにする。	予算の中より助成を行う。
2案	地元の熱意で除草された区間については、感謝状と助成を行う。	〃

以前、或区間において地元関係者の熱意で除草作業が行われたことがあった。土地改良区から若干の助成でもあれば、何年に1回という方法で行ってはどうかと話合いをしたと聞いている。

各務用水の堤防だから土地改良区が行えばよいという考え方ではなく、その集落の環境をよくし、隣接地への雑草の侵入を防ぎ、冬期は火事の予防等から考えてみれば、放置しておけない事柄でもあるわけです。僅かでも助成があれば、地元の恩恵を考え合せて、集落美化運動にこの各務用水を加えて除草をしていただけることを希求してやみません。

この100年史を節目に、受益者の新しい考え方をお出しいただけますよう併せてお願いします。



5-12 各務用水土地改良区の全容

5-12-1 各務用水土地改良組合費

毎年、組合員の皆さんに次の納入告知書をもって、組合費を期限までに納入していただいておりますがお礼を申し上げます。



● 岐阜総合庁舎

各務用水土地改良組合費2期分

納入告知書	
第 号	平成 2 年度
納 人	納
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	円
賦課面積	㎡
上記平成2年7月31日限り会計係へ納付して下さい	
この賦課の算定に異議のある者は、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に土地改良区に対して異議の申立てをすることができます。	
平成 2 年 7 月 10 日	
岐阜市可町 基総合庁舎内 電話1-145	
各務用水土地改良区	
理事長 浅野 庄一	

各務用水土地改良組合費2期分

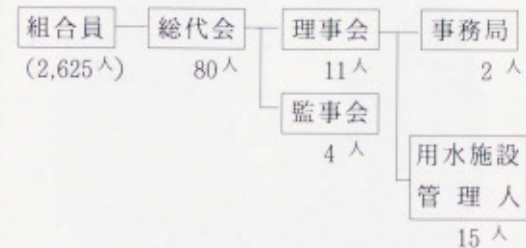
領収証書控	
第 号	平成 2 年度
納 人	納
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	円
賦課面積	㎡
上記金額領収しました	
平成 年 月 日	
取扱金融機関	
岐阜市、各務原市 農業協同組合 十六銀行各支店 大垣共立銀行各支店 関市農業協同組合 小金田支店	

各務用水土地改良組合費2期分

領収証書	
第 号	平成 2 年度
納 人	納
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	円
賦課面積	㎡
上記金額領収しました	
平成 年 月 日	
取扱金融機関	
岐阜市、各務原市 農業協同組合 十六銀行各支店 大垣共立銀行各支店 関市農業協同組合 小金田支店	

用水路にゴミを棄てないように監視しましょう。

5-12-2 組織及び人員構成



平成2年4月現在の組合員数です。
組合員と総代会の人数は、重複するので、(2,625人)に()を付けた。



● 各務用水事務局

5-12-3 受益面積（賦課金）

市名	面積	組員数
岐阜市	296.3ha	1,332
各務原市	237.8	908
関市	88.0	215
郵送分	17.8	170
計	639.9	2,625

(平成2年4月現在)
10a当り賦課金平均2,850円(63年)

5-12-4 維持管理関係

区分	施設	管理員
取入水路、幹線	1ヶ所 17.182m	15人
支線	9路線 8.479m	

区分	予算額	付記
定期しゅんせつ費	年間 350千円	
管理員手当	" 1,300	
除草作業	" 400	業者請負
ポンプ電力料	5ヶ月1,250	
その他	700	
計	年間 4,000	

5-12-5 土地改良施設維持管理適正化事業の継続実施

これまで積極的に実施してきたが、今後も用水施設等の維持・補修を計画的に実施していく。

特に、鋼製構造物の塗装の疲労が目立つので、緊急度を考慮して、整備する。

既述のように、草木の繁茂により、風遠しがないために鋼製構造物の錆が早まるので、この点からも除草の必要が強調されるわけである。

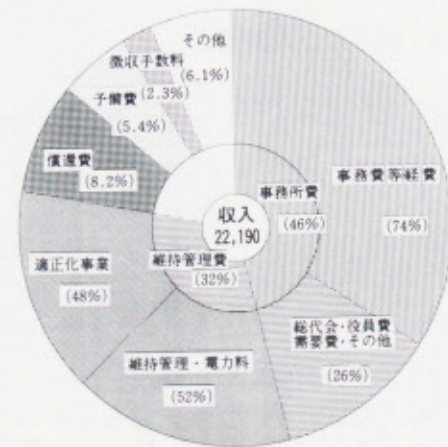
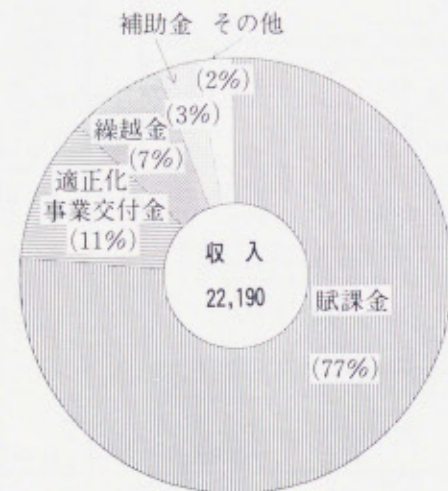
5-12-6 土地改良区の予算内容

土地改良区が行っている事業内容を知っていただくために、1988年(昭和63年度)の収入・支出予算を次のように示した。

収入では、賦課金が主体であるから、毎年の予算の枠組が決ってくるわけです。

支出では、総代・役員費等及び職員費は、毎年必要額が決まるので、維持管理費及び適正化事業費に充てる予算が決めるわけですが、昭和63年度予算程度になるわけです。

土地改良区としては、予算の効率化と適正な実施につとめていきますので、よろしくご協力をお願いします。



5-12-7 水質点検調査結果(第1次調査)

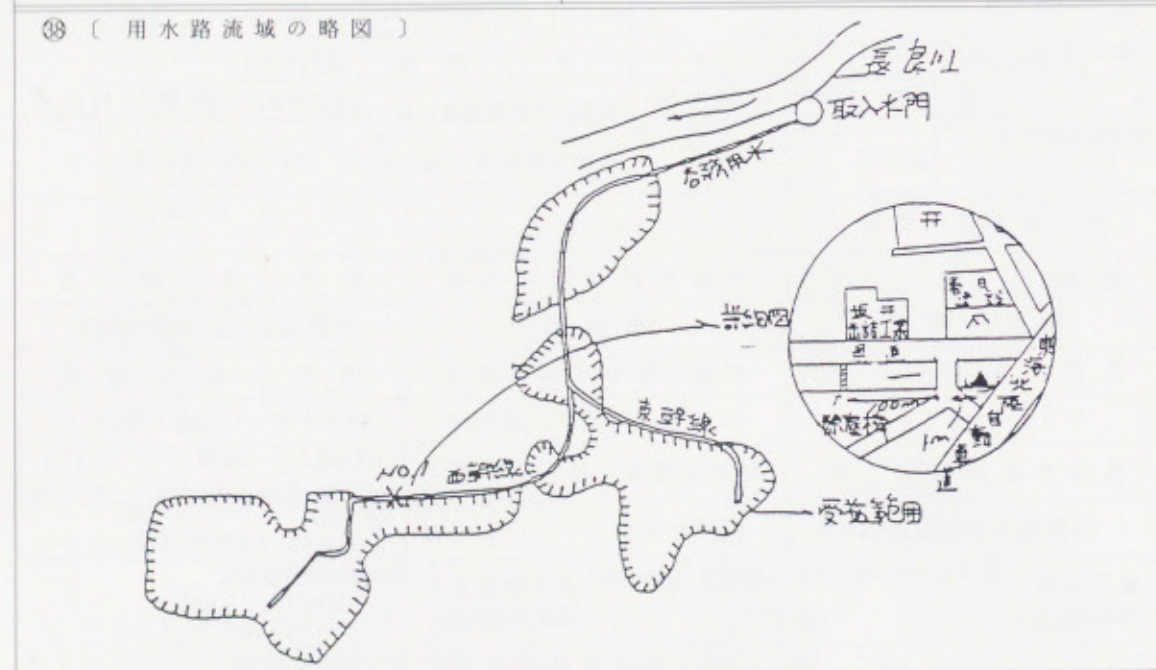
1986年(昭和61年度)県の委託により各務用水(21-1)各務原市那加西市場町地内西幹線において、水質点検調査を実施した。調

査結果は、環境基準を達成、維持していて、水質は清浄であった。いつまでも現状の水質が保持されていくことを希求したい。

〔地域の概要〕										
⑧関係市町村名	岐阜市、関市、各務原市			⑨自然条件	年間降水量	1,985mm	年平均気温	15.0℃		
⑩社会条件	市町村名	経済地帯区分	人口(万人)	産業別就業人口割合(%)			下水道普及率(%)			
				第1次	第2次	第3次				
	岐阜市	都市近郊	40.8	3.6	36.2	60.2		62.2		
	関市	"	6.5	7.2	52.2	40.6	60.0			
	各務原市	"	12.4	4.8	44.5	50.7	0.0			
⑪農業現況	市町村名	農地面積(ha)		主要作物名				農家戸数(戸)		
		田	畑							
	岐阜市	3,670	1,030	稲	野菜	果樹	飼料作物	8,953		
	関市	2,010	331	"	"	飼料作物	麦	3,071		
	各務原市	815	1,020	"	"	果樹	飼料作物	3,277		
⑫農業被害状況	田	畑	樹園地	その他	計	農業被害実態調査における地区番号及び地区名		(都道府県)-(地区番号) 地区名		
	ha	ha	ha	ha	ha	-		()-() -		
〔対象用水路の概要〕										
⑬水系名	⑭取水河川等の名称			⑮用水路名						
木曾川水系	長良川			各務用水(西幹線水路)						
⑯受益面積	⑰用水路の水利権流量			⑱用水路の構造						
790(185)ha	5.83(1.80)m ³ /sec			コンクリート水路(同左)						
⑲用水路の管理主体	⑳用水管理方法		▲標準的水稲栽培歴		(代かき) (田植え) (中ぼし)					
各務用水土地改良区	間断かんがい		9/中旬~9/下旬		5/下旬~6/中旬 6/中旬~6/下旬 7/下旬~8/中旬 (落水) (収穫) 9/中旬~9/下旬 10/中旬~10/下旬					
▲用水路関連事業名	県営かんがい排水事業各務地区 S43~S49			▲土地改良事業実施状況		団体営ほ場整備事業 芥見地区外10地区 S34~S48				
▲取水地点の環境基準及び達成状況	類型	環境基準点における水質測定値								
	年度	pH	DO(平均)	BOD(75%値)	COD(75%値)	SS(平均)	大腸菌群数(平均)			
	A	60	min Max	ppm	ppm	ppm	ppm	MPN/100ml ³		
		6.7~7.5	10	1.2	1.6	3	3.1×10 ³			
	達成状況	環境基準を達成・維持しており、水質は清浄である。								
▲その他特記事項	水質イオン濃度 潜在酸素 生物化学的 化学的酸素 浮遊物質 酸素要求量 要求量									

〔測定結果〕

項目	採水回数	1回	2回	3回	4回	5回	平均	備考
②⑥採水月日		6.9	7.4	7.25	8.13	9.3		
②⑦採水時刻		10:35	8:26	9:37	9:33	9:30		
②⑧ PH		7.3	7.4	7.1	7.3	6.8	7.2	
②⑨ EC(μS/cm)		71	57	56	90	73	69	電気伝導度
③⑩ COD(ppm)		2.1	1.5	0.8	2.5	3.3	2.0	
③⑪ T-N(ppm)		0.7	0.5	0.6	0.7	0.4	0.6	全窒素
③⑫								
③⑬								
③⑭流量(m ³ /sec)		1.23	0.88	1.32	0.78	1.02	1.05	
③⑮作物生育ステージ		代かき期	活着期	分けつ期	幼穂形成期	出穂開花期		
③⑯ 採水機関				③⑰ 分析機関				
財団法人岐阜県公衆衛生検査センター				同 左				



この調査は、5年後の1991年に第2次調査、1996年に第3次調査をすることになっている。

5-12-8 用水地域の皆さんへお願い

各務原用水は、古来、地域のかんがい用水、営農雑用水、防火用水等で稲作を始め皆さんの生活を守り、用水の流れは地域の憩いの場になっています。

用水のマナーを守って、みんなで用水を大切にしましょう。

用水の区域では、土地の形状をなぶれません。次のようなことは、管理者の許可なしにできません。

- (1) 用水の国有地を使用する場合
- (2) 堤防・法面等を掘削する場合
- (3) 堤防・法面等に盛土する場合
- (4) 用水路上・堤防・法面等に物件を置いたり、工作物を造ったりする場合
- (5) 用水に排水や処理水を入れる場合

用水路内、用水敷区域内にゴミや廃棄物、土砂、瓦レギ、コンクリートこわしくず、油類等を捨てることは、条例により禁じられています。



●白金地内



●西市場地内



●水海道地内

第 6 部

各務用水の貴重な資料

- 各務用水土地改良区沿革史

(昭和40年12月発行)

- 各務用水土地改良区沿革史

改良事業記会誌

(昭和50年3月発行)

第6部 各務用水の貴重な資料

6-1 今回調査した貴重な資料

執筆に当たり、岐阜県歴史資料館、県立図書館、岐阜市歴史資料館及び市役所等を調査したが、各務用水に関する歴史資料は極めて少なかった。他の用水と比べて歴史が浅いせいもあるが、どうしてであろうか。岐阜県歴史資料館伊藤先生は、各務用水に関して調査・研究がなされていないが、岡田只治氏の活躍はめざましいものであったと評価されるが、この資料もそれ程残されていない。

このような実情を踏まえて、この百年史は、貴重な資料の紹介と、その保存について整理し、この百年史刊行に伴って、貴重な資料保存と連絡などをお願いをすることとした。

6-1-1 農林漁業顕彰業績録

明治百年記念として、(財)日本農林漁業振興会が刊行されたもので、各務用水に尽くされた、岡田只治氏、横山忠三郎氏、後藤小平治氏が掲載されている。

本書は、過去百年の間に農林漁業の発展に偉大な貢献をした先覚者を顕彰し、それらの先覚者に対して感謝と礼賛の念を新たにするとともに、農林漁業者、とりわけ次代を担う青少年が、優れた先覚者たちの業績、また歩んだ道を振り返って、それを自らの生きるべき指標として希望をもって進んでいくことと、今後の農林漁業の振興に役立たしめるために刊行されたものであった。三氏の業績録を抜すいた。

6-1-2 岡田只治氏の古文書

県立図書館保存の「岡田只治氏日記山県郡戸田村愛知用水顛末記」より、「各務用水顛末録附水害復旧工事私見」を抜すいた。

縦書きにより、右頁より左頁へ続くことと、和紙に毛筆書きのため、裏面の文字がしみ込んで読みづらいこと等ご容赦を願います。

6-1-3 横山忠三郎氏の保存文書

横山家の保存文書で現在各務用水土地改良区に保管依頼されている古文書を掲げた。

明治20年 ^{芥見村} _{外9ヶ村} 用水組合予算書類
明治23年用水費臨時会議(案)
明治31年各務用水普通水利組合同規約
明治32年各務用水創業段別(蘇原村)
〃 (小金田村)
明治36年度歳入歳出予算
各務用水普通水利組合諸規程
〃
各務用水土地改良区定款

6-1-4 前洞区の保存文書

明治28年各務用水反別名寄帳
明治35年用水路敷地・潰地取調之帳
明治35～43年新規用水計算帳
明治35年用水寄附金明細帳
明治36年用水寄附金明細元帳
明治35年用水利用契約証
明治36年新規用水路敷地並作付調帳
明治36年度新規用水加入調
明治38年用水寄附金明細帳
明治42年土地願書
明治44年度用水台帳
明治45年用水寄附金明細帳

岡田 只治 偉人

出身地 岐阜県関市戸田16番地
 生年月日 1850年(嘉永3年)5月19日
 没年月日 1914年(大正3年)9月10日64歳

土木工事に一生をかけて

岡田只治偉人は、1850年(嘉永3年)5月19日に生まれ、幼名を只治郎。長じて只治と改名。岡田家は、代々資産家で、岡田氏が戸主を継いだときも、17ヘクタールの水田をもっていた。彼は農業をあまり好まず、むしろ河川の堤防・護岸など、土木工事を得意として、もっぱらこの方面にとびまわっていた。河川の渡船装置をいろいろ考案し、当時、その工法は有識者の耳に広く伝わっていた。

土木工事のため、各地の現場や渡船のようすなども調べあげ、実践的くふうを身につけ、のち、この技術を生かし、「岡田式渡船装置」あるいは「岡田式正流護岸装置」を編みだし、特許をとった。これを実現するには、努力だけでなく、資力も必要としたが、岡田氏は、自分の家財をつぎこみ、家の経済をかえりみず、工法の開発をすすめた。

工法の卓越していたこと、その実践力と豊富な経験によって、近郷に「土木の岡田あり」と、名声をあげるようになった。

そのころ、土木工事で河床が下がり、用水路に水が流れず、干害が発生して、郷内の芥見村から下にかけての村民は、塗炭の苦しみを味わっていた。そして、ひたすら農業用水を望みつづけた。しかし、河床の低下は改修されず、田畑は日照りにあい、作物は赤く枯れていった。こうした干害をさげ、農民が安心して耕作をつづける道は、「白金用水」の拡張以外にはなかった。

干害にこまりはてた関係村の有識者たちは、土木工法に明るい岡田氏に、用水確保の解決策とその実施を依頼した。岡田氏は、隣村の



ためとはいえ、快くこれをひきうけ、関係者一同、ようやく安堵することができた。それは1884年(明治17年)、岡田氏35才のことで、仕事に油がのりきっていたときであった。岡田氏は、まず関係村の田畑の必要水量、「白金用水」の流量などを、こまかく調べあげ、どのような用水の方法がいちばんよいかを、頭のなかにえがいてみた。

1885年(明治18年)3月、大日本農会岐阜県支会が開催され、岡田氏は郡長に、干害対策の用水の在り方についての私見を開陳した。それは、「津保川は小さく、これを干害対策のために利用したのでは、当初はよいが、根本的解決にはならない。時をたえずして、ふたたび水不足をまねくおそれがある。このさい、今後の用水量増加のことを考えにいて、現在利用されている白金用水を改良し、長良川から水を取り入れ、一大用水路をひらくことが、もっとものぞましい」というものであった。

この計画と、今後の見通しの上に立った方針に、郡長も賛意を表し、この用水計画構想は郡長より知事に報告され、知事の賛成を得た。これが、各務用水の構想であった。岡田氏の各務用水計画を基にして、関係村の有力者たちは、一堂に会してその是非を論議した。しかし、その結果、満場一致でこの計画案がみとめられるというわけにはいかなかった。会議は大荒れに荒れたのである。反対派、賛

成派に分かれ、それぞれ有力者のもとに結集し、事態はなかなか進展しなかった。

岡田氏は、今後の必要水量の点から各務用水計画を力説し、関係村のうち、横山忠三郎氏、後藤小平治氏らの賛成有力者とともに、反対者の説得に日々を費やした。反対派農民もようやく姿を消し、関係村の有力者たちによって、用水工事の9ヶ村連合会の区域指定を県に申請し、これが許可されたのが、明治20年(1887)であった。ここに各務用水開発の第一歩が印されたわけである。

工事は、岡田氏の設計にしたがって実施されていった。3年の歳月と、16,700円の工費をかけ、各務用水は、1890年(明治23年)に、ようやく通水するはこびとなった。その恩恵に浴した水田面積は434ヘクタールにおよび、これで干害はなくなった。

岡田氏の研究心をたたえる各務用水路を想い浮かべながら、1914年(大正3年)9月10日にこの世を去った。ときに64才であった。

遺族 岐阜県関市保戸島

岡田忠男

岡田只治氏の略歴

- | | |
|-------|--|
| 明治 7年 | 水車を建築した。 |
| 8年 | 初めて戸長になった。
堤防開墾等勲業条有益な事業を計画した。
地租改正に従事した。
愛地社設立の計画をした。 |
| 10年 | 保戸島小学校新築委員となった。
二番樋新築の計画をした。 |
| 11年 | 新規堤防及び用水路開削。林野開墾のため実地測量に従事した。 |
| 12年 | 新規用水開削及び林一町歩を墾田した。
測量平準器を創製した。 |
| 13年 | 前年計画した長600間余の堤防及び長11間幅2間の二番樋新築。
愛地社規則草案を山県郡農学会及び山県郡役所へ建議した。 |
| 14年 | 武儀郡下白金村用水路を修繕し、林野開墾の方法を示談計画するした。
居宅及び水車を改造した。 |
| 16年 | 愛地社の方法を研究改正のため中国の景況を巡視した。
山県郡創島村公立保戸島小学校監事となった。 |
| 17年 | 数年前より経験した稲作改良の方法を考究した。 |
| 18年 | 大日本農会通常会員となった。
山県郡東部落産検査所を自宅に於いて設立した。
山県郡農産物品評会に蕪を出品して三等賞状を受けた。
殖産興業の意見をその筋へ上申した。
用水開削工事の主唱発起をなし武儀・各務・厚見の三郡に跨る用水開削工事の計画として有志者賛成を募った。 |
| 19年 | 山県郡より方県郡へ通じる鳥羽川開通輸式を奉行。自分で発明した高低測量器で武儀・各務・厚見の三郡に連なる延長五里余りにわたる用水路開削線路高低の測量をなし仕様帳等を調製し本県に上申した。 |
| 23年 | 用水開削工事にあたり有志者を募りその筋へ出願し10月芥見村外9ヶ村連合村会を開き武儀郡上下白金用水組合規約をつくり15ヶ村組合となった。 |

横山 忠 三 郎 偉 人

出身地 岐阜県各務原市蘇原大島町976番地
 生年月日 1848年(嘉永元年)11月9日
 没年月日 1918年(大正7年)8月30日70歳

干害から農民をすくうために

横山忠三郎氏は、尾州藩木曾川奉行横山芳三郎氏の四男として、羽島郡下羽栗羽に嘉永元年に生まれた。五歳のとき、横山勘助氏の養子にむかえられた。のち、足軽職、巡查、地租改正担当人などの職をへて、1879年(明治12年)1月、大宮村の村長の職に就いた。

横山氏の養家先の村は、用水不足のところ、荷桶で水をかついで、水田に入れてやるほどだった。水田に水をやる仕事は、この世のこととも思えないほどの重労働であった。村人は、生計の貧しいうえに、水田の重労働によって、病人、死亡者が多く、多くの人々が用水の開発を切望していた。1883年(明治16年)、ふたたび干ばつがおとずれ、白ちゃけた田ではイネが枯れ、取れても「一反歩で一斗、二斗」の状態であった。村長の要職にあった横山氏は、「村民救済」のため、県当局に陳情におもむいた。

県では、干害防止の根本対策のため、「用水路開発の方向で検討したら」との意向であった。この県の意向は、3年前の1880年(明治13年)、芥見村有志および関係村長から願い出のあった新用水計画のうちの各務用水計画の実行にあった。村長の横山氏は、村に帰るとさっそく、県との会談内容を報告し、実施のための検討会を催すことにした。

村人たちは、干害からは解放されたいものの、工事費が多くかかって負担しきれない。田畑の耕地がつぶされては、などと考えて、反対の声が強かった。そして、反対者たちが集まって、反対者大会を開催するという状態であった。横山氏は、新用水計画の前途に困



難を感じはしたが、村人をすくい、村を繁栄させるには、新用水計画を実行するほかにないと、決心した。そこで横山氏は、反対者を説得するために、私財をなげうって運動費をつくり、くる日もくる日も説得にあたった。ときには、過激な反対運動にもあった。

反対運動にも屈せずつづけた説得によって村の人々も、工事費用を負担してもよい、田畑を提供してもよい、という気持ちに変わってきた。村の空気がしだいに変わり、県も、下見のために人を派遣するまでに情勢が好転してきた。これまでにするには、横山氏にとって、毎日が苦しいたかひの日々であった。

工事は、白金用水の改修からはじまった。1888年(明治21年)5月、武儀郡白金の掘割からはじまったのである。しかし、芥見村より南にかけての工事は、反対者が多く、いぜん難航をきわめた。工事計画の変更などをしながら、1890年(明治23年)7月ようやく工事が完成し、同月29日、はじめて津保川以南の地へ水が通った。農民のよろこびにあふれた歓声がきこえたのもつかのま、その日の午後、大雨のために、築造したばかりの堤防が約100メートルにわたって切れ、流失してしまった。

村人たちは、「工費を乱用したので、工事の手ぬきがあったのではないか」とさわぎがあった。工事の請負人は、「よく現場を見ないで、

水をはやく通しすぎたから、工事の責任はない、工事の金をよこせ」とせまった。ここで、横山氏は、ひじょうな苦境に立った。払うにも金がない、その後の井堰や水路準備の工事は、まだのこっている、そのうえ、決壊した堤防はそのままという状態であった。

横山氏、後藤氏、岡田氏の三者が協力し、まず、決壊箇所の修理のために有力者に援助をもとめ、それで乗りきり、ようやくのことで、1891年(明治24年)に、用水は水田に利用されるようになった。武儀郡小金田村から、芥見村で東西に分かれ、その用水幹線は全線20キロにおよび、灌漑可能面積は700余ヘクタールに達する、各務用水の完成を見たのである。

組合は、1899年(明治32年)に「普通水利組合」と改称し、横山氏は取締委員に選出され、以来、四期取締をつとめ、各務用水の管理運営に力をそそいだ。各務用水開発の功によって、時の郡長、県知事から、たびかさなる感謝状を贈られ、後年、岡田只次氏、後藤小平治氏とともに、政府から従五位を贈られた。1918年(大正7年)10月1日70歳の高齢をもって生涯をおえた。

遺族 岐阜県各務原市蘇原町大島
 横山信三

横山忠三郎氏の略歴

慶応元年	12月	旗本徳山五兵衛下地役人持分一所係付更木陣屋詰めとなり明治元年慶藩置県の結果帰農した。
明治7年		地租改正担当人に選任された。
10年	3月	大宮村副戸長となり明治17年まで引き続き戸長副戸長等の公職に従事した。
13年	3月	各務用水発起者の列に加わり爾来同志の士と行動を共にした。
17年	11月	伊飛鳥村外4ヶ村戸長役場用係を任命。
21年	4月	大正4年6月に至る各務用水水利土工会議員として勤続29ヶ年。
20年	11月	各務用水委員に当選同22年11月まで。
22年	5月	厚見・各務・方県郡徴兵参事員に当選。
23年	1月	各務用水総理委員に当選同25年1月迄。
22年		市町村実施のため伊飛鳥村外4ヶ村組合助役に当選。
23年	3月	同組合村長に当選(当時伊飛鳥村外5ヶ村となる。)
24年		県下古今未會有の大震災のため県下復旧事業及び地租のため政府に対し請願委員に選挙せられ各大臣閣下に面会陳情、罹災救助併せ復旧善後策に努めた。
25年	10月	各務用水委員に当選。同26年7月辞職。
25年	10月	各務用水震災復旧工事委員に当選。
27年	12月	各務用水水害復旧工事委員に当選。
28年	10月	稲葉郡則武村長代理者を被命。
27年	6月	未會有の大旱害に付各務用水通水委員を被命。
29年		大水害に付各務用水水害復旧工事善後策委員及び工事監督委員に選任された。
30年		大水害に付各務用水水害復旧工事善後策委員及び工事監督委員に選任された。
31年	2月	各務用水中芥見5番地改築工事委員に当選。
31年	2月	稲葉郡三里村長代理者を任命された。
32年	10月	稲葉郡会議委員に当選した。
34年	2月	各務用水普通水利組合組織に付下調創立委員を被命。
大正4年	6月	各務用水普通水利組合会議委員任期満了に際し後進に譲り再任を辞す。

後藤小平治偉人

出身地 岐阜県関市上白金十六番地
生年月日 1863年(文久3年)3月9日
没年月日 1924年(大正13年)

各務用水の開発

1863年(文久3年)3月9日、大地主保次郎氏の長男として生まれる。のち小平治と改名す。名家、大地主の子弟として育ち、壮年期には、村長など各種の名譽職に就き、地方自治、産業各方面に力を尽くすが、とりわけ土木工事には幾多の業績をのこす。

このあたり、一帯、日照りのときには、用水にこと欠き、干害は農家を困窮のどん底におとすに多くの日を要しなかつたほどである。村政の任にあたってきた後藤氏には、干害から農民をすくうことが村の発展の鍵であると信じ、用水の開発に努め、白金用水を完成、その管理の任にあってきた。村の農業は、白金用水の開通によって、干害の不安からすくわれ、農民はいっそうはげみをだした。

村内の用水は、ほかの村々にさきがけてすまされたが、近隣の村には、古い配水に頼り、日照りの干害、さらに、土木工事による川床の低下によって、用水路への水の流れがわるくなるために、干害になりやすかつた。白金村の下にあたる(津保川に沿った下流)村々の干害はとくにひどく、農民の、また村政にあたる人たちの悩みのたねであつた。そこで後藤氏は、大干害を契機に用水確保の大工事を計画した。構想は、芥見村の干害を救うために、白金用水を改修して一大用水の各務用水を新しくつくるといふ岡田構想であつた。

芥見村の有力者、村の当局者たちは、白金用水の管理者後藤氏に話をもちこみ、協力を願つた。長いあいだ、干害に苦しめられてきた後藤氏だけに、芥見村の意見は十分に納得した。だが、村民は、かならずしも賛意を表さなかつた。



「いまさら、川の下すじにあたる芥見村のい分を聞いて、われわれが犠牲になる道理はない。われわれには、多額の工費をだしてつくった白金用水があるのだから、それで十分。新しい用水をつくって、このうえ、さらに工事費を分担することはできない」

村民の新用水開発に対する風当たりは、強いものがあつた。後藤氏は、わが村の村人たちの気持ちも、痛いほどよくわかつていた。

後藤氏は、いろいろ考えた。村の人口がふえ、田畑がふえたときに、白金用水だけでは、きっと水不足になる時期がくる。村の経済状態がよいだけに、その時期ははやい。このさい、やはり、今後のことを考え、新用水計画を実現し、村人を、村を繁栄にみちびくことである、と決心した。村人に説いてまわり、日夜、村人のところに足をはこぶうちに、しだいに理解者もふえ、芥見村と協力して、新用水路、各務用水の建設に立ち上がった。

各務用水の開発によって、村の農業生産はいっそう発展したが、しかし、ときには河川の治水が乱れることもあり、これも、後藤氏が手がけることになつた。1893年(明治26年)から1896年(29年)の大洪水で、長良川の流域の調節をはかり、みずから水制堤を築いて、長良川の水交の調節に成功し、現在も、これを「小平治猿尾」として利用している。

後藤氏は、用水、治水に努めるとともに、田畑の開墾にはとくに力をいれてきた。1916

年(大正5年)、小屋名村の有力者であつた亀山治吉氏に田畑開墾の相談をもちかけた。当時、あちこちに原野が目についたが、隣村もふくめて、田畑に適すると思われる原野を開発したいということであつた。後藤氏は、小屋名村の赤土坂から西へ白金村の中島までのあいだの山林原野と、廃川敷地に目をつけていた。この面積、220ヘクタールが水田になると考えた。各務用水の地域内にあるから用水はだいじょうぶということで、両村協議の結果、「小金田耕地整理組合」を「耕地整理法」によって設立し、美田の開発をなしたげた。

村人は、用水、治水、開墾に力を尽くし、村の経済の繁栄をきざいた後藤氏の業績を、後世に伝え、謝意を表するために、村内の白山神社に「記念碑」を建て、毎年3月10日、盛大に慰霊祭をおこなっている。のち、岡田只治氏、横山忠三郎氏とともに、各務用水の業績がみとめられて、従五位を贈られた。1924年(大正13年)、この世を去つた。

遺族 大阪府吹田市藤白台
3の5A27の206
後藤迪孝

後藤小平治氏の略歴

- 明治17年 小崎知事に堰堤の設置を上申した。岡田只治氏に堰堤の工事方法の立案を依頼。
- 25年 樋管伏せ込みの取り計りについて管理者に願ひ出た。
- 30年 連合村会善後策委員に当選。上白金古用水路の掘削。れんが橋5ヶ所の補助申請。
- 31年 普通水利組合創立委員に任命された。技師の実地調査願を出した。千疋の増築工事に補助願を出した。
- 34年 記念碑建設委員となつた。
- 42年 功労者として表彰された。

園田只治氏日記
各務用水顛末録
附 水害復舊工事私見

各務用水顛末記事
一明治十八年用水用整工事ノ主唱發起ヲ為ス
右理由ハ武儀各務各子見ニ三郡ヲ通シテ延
水用整工事ノ計畫ニルテ即チ有志者ヲ
成ラ奉ル計画方法書ハ廿三年ニ至リ
見
一明治十八年武儀各務各子見ニ三郡ニ且ニ延長
五里余ノ用水路用整工事ノ路高低測量ヲ
ナシ仕様帳豫算及回面等ヲ調製ス工事
着手及成功ニ至ル方法手續ハ廿三年ニ至
リテ見ハル

各務用水路起業顛末上申書
岐阜縣稲葉郡元厚見各務二郡ニ通スル用水路ノ
開鑿ハ津保川ヲ水源ト為シテ起業セバ從來ノ早
損田ノ始ノ林野畑田成等數百町歩ノ灌漑スルノ
利益アルベシト思考シ舊幕府時代ヨリ數回發起
セシモノアリト雖モ皆着手ニ至ラズレタリ不
肖只治深ク之ヲ遺憾トシ其所見ヲ當局者ニ陳
述スルコト數回遂ニ明治十八年ニ至リ其筋ヲ撰
按セラレ新用水路起業ノ主唱者トシテ地方有志
者ヨリ其設計ヲ囑托セラレテ開鑿ノ設計ヲ立テ
其規模ヲ擴張シ長良川ヲ水源トシ武儀郡小全
田村(元小全田村山田村上白全村下白全村)大字上白全及下白

全兩區ヲ新用水路組合ニ加ヘテ着手ノ際其筋ノ
再調査ヲ經テ武儀各務各子見ノ三郡ヲ通シテ延
長五里八里ニ且ニ用水路(現今各務用水路ト稱ス)
ヲ開鑿スル事ト為シテ今其顛末ヲ畧陳スレ
一明治十八年ニ始メテ設計シ今廿二年工事ヲ起シ
全廿四年ニ至リテ成功セリ然レニ今年十月廿八
日ノ大震災昇ニ全廿六年八月全廿九年七月及九月
ノ三回ヲ重シム大水害ニ罹リ毎回破壊ヲ來セ
レモ其筋ノ補助ト組合ノ熱心ト依リ回復ヲ為シ
創業以來十六年ヲ經過シテ今日アル致セリ不
肖只治此間一身ヲ捧ケテ此用水路ノ開鑿及回
復ニ後事ニシテ微力ヲ盡シ管理者及組合有志

者ノ盡力ニ依リ全廿三年ニ至リ全ノ堅牢ナル用水
路成功セシメテ乃チ別紙ニ創業以來ノ顛末ヲ
概陳シテ茲ニ上申仕候也
岐阜縣山縣郡保戸島村
各務用水路開鑿
明治廿年 月 日 主唱發起人 園田只治
岐阜縣稲葉郡長

ラ水難知事小壽氏ニ上申アラントラ乞ハレ且
ニ堰壕工事仕様方法ニ共ニ予ニ依頼セシレ依テ
其目的方法ニ定メ上下白全兩村ヲ請氏ニ尤ノ
如ク主事ニ逐陳シタリ
上白全及下白全ノ用水路ノ近來不充分ニ至
リ左因ハ一不用水路ノ水陸小屋名村ニハ
檢古ヨリ溜地場ノ架設アリテ自然堰壕ノ如
ク狀ヲシテ為シ川床高ク引水ニ便ナリレカ
明治十二年ニ至リ該所ノ上流ニ船業上漢業
禁止場ヲ設ケラレ其筋ヨリ堰壕ノ狀ヲナセシ
八字形ハ溜地場ヲ取リ拂ハレシメタルト一五
水工事擴張ノ為メ川底ノ石ヲ拾ヒ取りタルト

各務用水路企業ノ成功ニ至顛末
抑ニ各務用水路ノ水源園係村武儀郡元上白全
村及下白全元下白全ノ兩村ハ昔時ヨリ長良川ノ
上流全郡元小屋名村ヲ水源トシ各一線ツノ用
水ヲ引キ來リシガ近來水源不完全トナリ灌漑
充分ナラザルヲ以テ上下白全村ハ設用水路水源
長良川ニ堰壕ヲ設置セントシ水縣ニ再三出願
シ實地見分ヲ受ケタル處長良川水流ニ堰壕工
事ハ許可相成ラザルヲ以テ如何トモ為ス能ハズ實
ニ困難ナリトテ明治十七年當時上白全村後藤
小平次及後藤文助ノ兩氏予ヲ訪ヒ前速ノ如キ
用水灌漑ノ不充分ナル模様ヲ語り且其趣ヲ

以テ年々川底低落シ終ニ用水ノ引入ニ困
難ヲ生シタルモノナリ尤レハ之レヲ改修セントスル
ニハ在来ニ條ノ用水ヲ合シテ一線トナシ其筋
ノ許可ヲ得テ水陸長良川ニ堰壕又ハ魚菜
即チ溜地場ヲ再設スルノ方法ヲ施行セバ從
来ノ田地五拾餘町歩ニ充分灌漑スルヲ得テ尚
且拾全町歩ノ畑田成及ヒ林野ノ開墾用ニ為
スル得レトノ主事ニ逐陳シテ兩村ノ請氏ニ懇談セシ
メ請氏ハ大ニ賛成セシ明治十八年三月十日白全
村後藤代西村梅松氏方ニ於テ右ニテ村改修限議
會ヲ開キ之レヲ遂行セントト一決セリ然レハ
今年三月廿一日大川不世農會岐阜支會ヨリ岐阜

市、於ラ開カレ會員一同全市松野樓、於
 ラ懇親會ヲ催サレシ予モ亦奉會シ席上偏
 々意見各務方縣郡長野田氏、會ス郡長予
 謂ハラク予ハ意見各務、而郡北部、早瀬ヲ
 救フ、方策ヲ意見郡佐波村山田君三郎氏、
 依頼セントシ山田氏、居處、目的、地用水開
 設地方、至ハニテ七八里、遠路ヲ行故、之ヲ君、
 計、レト欲セシ本川幸、相會ス君、其レテ
 大感ノ意見ヲ下ヤサト予ハ茲、於ラ政事ノ
 算ナキニシモ非リ、而ラ去ヅテ相別レテ、其後
 同郡長、計、至リ談スル、在、如ク、
 御モ各務意見ニ郡、北部、地勢、ハ元々、

平ノ如ク、障雨、障、雨水一時、四方、散流スラ
 以テ晴天ニハ、至、ハ早クモ早クモ、是ラ是レ
 ス、是ラ是ラ十數日晴天打續テ、大田十宮ヲ被
 ナリ、既、主、明治十六年、如ク、早瀬、信軍田
 面、稲穂、見、能ハ、ハ、隆、伏、降、降、地、相、資
 興、請、願、ヲ、許、可、ス、レ、是、レ、依、リ、屢々
 各務郡野見村、沼、津、保、川、水、澄、ト、シ
 用水路、開鑿、ヲ、企、ム、レ、而、同、年、時、代、
 中、能、コ、リ、其、後、明治十四年、至、リ、各務郡野
 見村下野見助氏ヲ始メ、下流諸村、有志者、發
 起、ト、リ、テ、該、用水、起、業、ヲ、爲、サ、レ、ト、モ、又、中

止、リ、而、シ、テ、予、ハ、信、々、前、記、諸、氏、ノ、計、畫、セ、レ、ク
 如キ用水路、開鑿、成功、セ、レ、カ、モ、其、水、澄、ト、ス、ル
 津保川、如キ、實、ニ、一、小、川、ナ、リ、以、テ、漸、次、用、田、ヲ、
 ス、至、レ、ハ、時、來、灌、漑、不、充、分、ト、リ、終、好、結果、ヲ
 得、コト、能、ハ、ザ、レ、故、計、畫、ヲ、大、シ、テ、水、澄、ヲ
 長良川、沼、岸、武、儀、郡、小、屋、名、村、取、リ、一、大、用水
 路、ト、ナ、リ、利、益、大、ニ、計、畫、シ、テ、此、頃、東、武、儀、郡
 上、白、金、及、下、白、金、兩、村、用水路、ヲ、改、修、セ、レ、ト、シ、
 之、ヲ、合、シ、テ、一、大、水路、ヲ、開、鑿、セ、バ、必、好、結果、ヲ、見
 レ、ト、郡、長、大、ニ、之、ヲ、贊、シ、予、ハ、囑、シ、テ、之、ヲ、知、事、
 上、申、シ、レ、ト、予、ハ、直、ニ、認、シ、テ、知、事、小、崎
 氏、上、申、シ、レ、知、事、大、ニ、此、案、ヲ、賛、シ、テ、

レ、テ、依、テ、夫、レ、ヨリ、各、村、有、志、者、ヲ、發、リ、漸、々、開、治
 一、二、年、起、業、ス、ル、至、リ、其、工、事、進、行、概、略
 ヲ、述、ベ、ク、左、如、シ、
 本、用水路、水、澄、ヲ、武、儀、郡、小、屋、名、村、字、松、原、
 取、リ、長、良、川、岸、ヨリ、八、十、間、入、リ、テ、一、番、橋、渡、
 取、リ、伏、設、シ、此、間、隔、五、間、一、番、橋、渡、ヲ、長、六、百
 間、中、三、間、所、一、番、橋、渡、
 伏、設、ス、此、間、
 下、河、岸、ヨリ、支、ヨリ、下、流、上、下、白、金、二、村、地
 勢、地、勢、平、坦、九、割、地、地、シ、テ、長、十、四、百、人、手、間
 水、路、數、中、前、間、冬、止、ト、シ、是、ヲ、武、儀、各、務
 郡、境、ヲ、貫、流、ス、津、保、川、ヲ、橋、新、ス、長、五
 十、四、間、中、前、間、不、通、ノ、相、廻、ヲ、高、ク、テ、又、五、尺

余、感、ノ、聖、設、シ、テ、各、見、村、之、達、シ、以、下、八、百、八
 拾、五、間、慶、中、前、間、三、尺、ト、シ、此、間、山、之、谷、
 地、盤、低、ク、知、ハ、高、ク、前、天、全、ク、整、キ、上、テ、
 平均、高、三、尺、五、寸、築、キ、立、テ、テ、各、見、村、字、境
 域、至、リ、地、盤、平、坦、ノ、耕、地、シ、テ、長、十、百
 全、間、中、前、間、三、尺、水、澄、ヨリ、此、地、至、リ、長
 四、十、百、有、五、間、シ、テ、是、ヨリ、水、路、ハ、南、及、南、
 二、線、ニ、分、シ、南、線、長、三、十、全、間、隔、六、尺、地、勢、
 平、坦、ノ、新、定、地、ヲ、通、シ、テ、各、務、郡、二、前、間、村、
 接、續、ス、ル、有、名、ノ、各、務、郡、北、部、ノ、貫、流、シ、テ
 境、川、ヲ、注、入、ス、而、線、ハ、田、畑、及、山、地、シ、テ、長、二、十
 六、百、全、間、中、六、尺、而、市、場、ニ、至、リ、テ、亦、僅

川、注、入、ス、又、此、而、市、場、ヨリ、長、五、百、全、間、隔、四、尺
 一、線、ヲ、同、キ、至、リ、見、郡、水、海、通、シ、テ、終、シ、
 右、用水、ノ、間、ス、ル、村、數、ハ、舊、十、二、ヶ、村、シ、テ、用水、路
 長、五、里、餘、
 合、村、現、在、ノ、數、ハ、舊、十、五、百、五、拾、五、地、價、四、十
 四、萬、金、十、全、山、田、及、別、四、百、二、拾、九、町、步、畑、及、別
 四、百、四、拾、八、町、步、林、野、及、別、四、百、九、拾、九、町、步、余
 合、計、久、別、十、全、而、四、拾、五、町、步、内、灌、漑、及、別
 四、百、九、拾、四、町、步、此、見、積、増、收、獲、米、四、十、萬、石、五、百、石、
 シ、テ、用水、開、鑿、ノ、量、
 長、六、千、七、百、全、間、
 計、畫、セ、リ

今、其、位、置、ヲ、陳、シ、テ、九、如、シ
 附、言、予、前、記、組合、ノ、外、下、流、前、野、郡、
 笠、松、以、東、ノ、七、ヶ、村、ヲ、拾、九、ヶ、村、組、合、用水、路
 ト、ナ、リ、ト、シ、德、田、村、宮、川、以、其、他、有、志、者
 相、謀、リ、シ、諸、氏、一、同、賛、成、ス、ル、事、
 々、其、願、ヲ、小、崎、知、事、上、申、シ、レ、知、事、
 該、町、村、ヲ、組、入、ル、一、先、ッ、見、合、テ、進、テ、該
 町、村、ヲ、組、入、レ、得、テ、採、用、水、路、開、鑿、工
 事、計、畫、ヲ、シ、復、用、至、リ、テ、笠、松、以
 東、ヨリ、該、工、事、費、分、テ、各、務、用水
 組合、ノ、收、入、ス、ル、時、期、ヲ、待、ツ、テ、方、開
 業、ト、シ、申、サ、レ、レ、該、町、村、者

コト、ナ、リ、進、テ、組、入、ル、見、テ、以、テ
 起、業、セ、リ、其、報、告、一、別、紙、一、道、表、
 末、文、ニ、示、セ、リ
 當、用水、路、ノ、前、記、如、キ、見、テ、方、法、以、テ、各、村
 有、志、者、百、餘、名、ノ、賛、成、ヲ、得、テ、計、畫、
 畫、シ、シ、テ、其、地、測、量、ヲ、ナ、サ、レ、シ、以、テ
 各、見、村、下、野、見、助、氏、ノ、初、メ、ト、シ、テ、前、紙、表、ノ、如
 ク、各、村、有、志、者、ノ、測、量、費、金、百、四、拾、四、月、
 壹、萬、石、量、ノ、予、發、明、ハ、高、低、平、準、十、答、ヲ、以、テ
 全、十、九、年、七、月、ヨリ、十、一、月、マ、テ、用水、路、終、長、
 五、里、餘、及、各、文、線、ヲ、灌、漑、ス、ル、田、面、高、低
 測、量、シ、地、盤、平、坦、同、五、工、事、目、論、見、は、様

當り調製し是より各務方縣郡長阿部直輔氏に提供せり然し同郡長が書面一覽し此用水路の水勾配少く且調製したる書面は違式、文例、マシトテ大に批對し且種種の事實を設けテ之を却下せしむるに茲に於てハ大に抗議せしむる用ヒラレ止り得ず是より決して之の小崎知事へ提出せしむる事ハ一件書類を熟覽し其目的を尋ねし予ハ之を各々逐一其目的の方法を陳述し知事ハ大に之を贊し直し土木課長木村氏に該測量及月論見實地検査を令せしめ明治拾九年拾月前拾日以下該地方へ縣屬小川好高外二氏

派出せしめ該書面を付定地検査せしめ予設計に相違ナキヲ以テ其旨直に小崎知事へ復命せしめ翌年拾月拾日主唱發起人阿部周田三次外組合有志者下三名及各村方長五名ト共用水同業組合管理出願せしめ全前拾年正月訓令以下各務用水聯合村各務郡長見村外八ヶ村々會區域を定むるに茲に至り阿部郡長は自ら用水の名稱を各務用水ト附し各務用水組合ト武儀郡上向全村及下向全村代理者ト用水維持規約ヲ定メ用水管理有志見各務方縣郡長より各々長及有志者ハ工事費各村負擔額取調方ヲ議

煽動し該工事中止せしめ其間村及岩邊村一小部分の人民ヲ誘導し該用水無益にシテ灌漑費集ナキト又本縣知事ハ法律の見解ヲ誤りマシト種々口實ヲ藉りテ不平を起し集メ大ニ工事進行ヲ妨害し且至り用水委員向て殴打を加へ且又組合員ヲ納付せらる公費処分ナシモノ數拾方立り加へ自由黨員ト自稱せる島森某ハ故ら本籍ヲ移し用水同業組合に加入シテケントシ濃飛川報社トカ合で該用水有害無益なり又知事ハ法律の見解ヲ誤り居りトテ空理空論の妨害演説を各所試まし

且用水敷地ヲ推マシテ等種々反對運動ヲナシ又各見村員ヲシテ用水敷地を佔立不伐採、用水委員告許せしめ又各見村字大邊、津保川、架設、懸橋、突、衝、り、ハ、小、民、員、ヲ、シ、テ、能、マ、シ、退、退、服、ヲ、唱、レ、シ、組、合、員、ヲ、不、得、止、土、地、收、用、法、ヲ、實、行、セ、シ、ム、不、可、得、也、ト、シ、テ、至、リ、此、間、紛、議、而、出、始、ト、進、退、難、シ、谷、々、至、リ、斷、り、及、對、者、ヲ、レ、モ、時、中、岐、岸、月、々、新、聞、殖、産、事、業、に、進、キ、リ、過、リ、當、水、路、ハ、縣、下、殖、産、事、業、ノ、基、礎、ト、シ、テ、當、地、新、以、本、縣、下、民、業、中、最、モ、有、益、ナル、大、事、業、ト、シ、テ、設、破、シ、大、カ、力、ヲ、添、ヘ、ラ、レ、ル、ハ、吾、人、ノ、最、モ、多、シ、ト、ス、ル

同々依り之を各々ハ全年四月各見村外九ヶ村聯合村會より第一次會、満場集議マシテ議決し第二次會、至り諸件調査、各々休會シテ然ハ、組合員負擔額不公平ナリトテ西市場和長某、佑、ト、シ、一、部、人、民、等、ハ、故、障、ヲ、作、立、テ、彼、是、一、週、間、ヲ、経、過、ス、ル、ハ、管理有志阿部直輔氏ハ法律の見解ヲ誤り第以會、至り議會、休會、令、令、シ、テ、以、テ、何、日、マ、テ、會、議、ヲ、延、引、ス、ル、事、支、レ、ト、認、認、遂、ニ、想、定、一、週、間、會、期、ヲ、経、過、シ、テ、為、シ、流、會、不、幸、見、也、茲、リ、斷、り、如、彼、是、故、障、生、ジ、テ、各、易、に、據、ラ、ズ、延、引、ス、ル、以、テ、小、崎、知、事、ハ、大、之、ヲ、愛、シ、當

時各務郡内、殖産事業擴張、各々郡新加納村梅村屋、郡内有志者會合せしめ序ラシテ當組合用水路、紛擾ヲ和解し七月の下旬即ケ十一月、至り、内部、限、議、始、ト、決、シ、テ、以、テ、全、月、下、向、再、ハ、式、組、合、聯合村會、郡役所、同、設、シ、満、場、集、議、マ、シ、議、案、ヲ、可、決、シ、令、年、十二月、組合、工事、委員、四名、ヲ、選、定、シ、主、唱、發起、人、即、ケ、予、ハ、特、別、委員、ト、命、命、セ、ラ、レ、該、工、事、測量、再、調査、ト、シ、テ、本、縣、屬、野、村、野、原、藤、助、三、郎、ニ、氏、出張、セ、ラ、レ、愈、々、明治、廿、一、年、四、月、至、リ、武、儀、郡、地、内、ヨ、リ、工、事、ヲ、有、志、者、ト、シ、茲、又、各、見、村、一、部、人、民、不、服、者、ヲ、シ、テ、浮、浪、徒、ヲ

所、ナ、リ、斷、り、如、リ、而、難、續、出、ス、ル、ニ、モ、拘、ラ、ス、工、事、十、八、日、進、メ、明治、二十四、年、五月、至、リ、全、ク、成功、セ、リ、然、レ、全、年、十月、二十八、日、濃、尾、大、震、災、に、罹、リ、水、深、六、百、余、間、間、地、盤、四、正、余、陥、落、シ、又、水路、ハ、悉、ク、決、壊、シ、通、水、社、施、不、幸、に、臨、リ、カ、ル、ヲ、以、テ、予、等、大、ニ、奔走、シ、翌、年、二十、五、年、復、旧、工、事、ヲ、施行、シ、明治、廿、六、年、六月、至、リ、漸、ク、通、水、セ、リ、予、得、テ、組合、人民、同、安、堵、シ、テ、復、シ、同、モ、ナ、リ、全、年、八月、長、良、川、大、洪水、氾、濫、シ、水、深、三、百、長、六、百、間、余、ハ、悉、ク、流、亡、シ、元、形、ヲ、失、シ、テ、荒、廢、ノ、般、セ、リ、後、ヲ、又、モ、其、筋、ヲ、出、願、シ、復、旧、工、事、ヲ、施行、シ、令、年、七月、五月、至、リ、漸、ク、成功、セ、シ、天、ノ、無、情、也

又モ、明治、廿、九年、七月、及、九月、各、縣、下、一、般、ノ、大、洪水、當、水、路、モ、亦、非、常、ノ、災、害、ヲ、被、リ、且、被害、ノ、激、甚、ナル、到底、筆、紙、能、ク、盡、シ、能、ハ、サ、ル、所、ト、シ、依、テ、予、ハ、縣、下、各、郡、被害、ノ、状況、ヲ、巡、視、シ、而、シ、テ、以、テ、後、集、議、セ、レ、ガ、為、メ、岐、岸、市、令、小、町、一、久、方、ニ、水、害、善、後、集、議、事、務、所、ヲ、設置、シ、各、郡、有志、者、ヲ、集、會、シ、種、々、提、議、ヲ、ナ、シ、又、各、務、用水、路、組、合、有志、者、ヲ、拾、合、各、名、ノ、全、年、務、所、ヲ、集、會、シ、其、席、上、ニ、於、テ、予、ハ、如、ク、予、ハ、陳、述、セ、リ、諸、君、承、用、御、苦、勞、ヲ、存、ジ、并、今、因、大、洪水、當、地、各、縣、下、一、般、ノ、大、害、シ、テ、又、當、各、務、用水、路、亦、キ、一、層、被害、甚、ク、シ、テ、當、地、各、水、路、用、業、

